

報告第 4 号

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第 8 条第 2 項の規定に
基づく協議書を変更する協議書について

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第 8 条第 2 項の規定に基づく協議書を
変更する協議書について別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 6 月 4 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第8条第2項の規定に
基づく協議書を変更する協議書

石狩市長、厚田村長及び浜益村長（以下「関係市村の長」という。）が、平成15年1月27日に合意した、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第8条第2項の規定に基づく協議書の一部を次のように変更する。

第1（2）を次のように改める。

（2）北海道石狩支庁地域政策部長 田中宣律

附 則

この協議書は、平成15年6月2日から施行する。

この変更協議書の成立を証するため、本書3通を作成し、関係市村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年6月2日

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市

石狩市長 田岡克介

厚田郡厚田村大字厚田村18番地

厚田村

厚田村長 牧野健一

浜益郡浜益村大字浜益村2番地3

浜益村

浜益村長 木村康美